

遺言書作成報酬基準

◆ 遺言書作成報酬

一律	財産額※×0.2%	(税抜)
----	-----------	------

◇当法人に依頼するメリット

遺言保管料は無料とさせていただきます。

※財産額の計算は、相続税評価額とさせていただきます。

例) 土地＝路線価×面積、建物＝固定資産税評価額

※遺言書作成報酬の下限は15万円(税抜)とさせていただきます。

※公証人役場の手数料、登記簿謄本等の取得にかかる費用は含まれていません。

※弁護士、司法書士等が必要な場合は別途費用がかかります。

※証人を希望される場合は当法人でご準備致します。証人立会料は上記金額に含まれています。

※相続人や受遺者が多人数及び内容が複雑な場合は10～100%の範囲で割増する場合があります。

※相続税申告を当法人にご依頼を頂いた場合は、相続税申告報酬を20%値引させていただきます。

※報酬金額には消費税は含まれていません。

◆ 遺言執行報酬

※遺言執行をご依頼頂いた場合は、財産額×0.5%の報酬がかかります。

※遺言執行報酬については、遺言執行時に必要となります。

※財産額の計算は、相続税評価額とさせていただきます。

例) 土地＝路線価×面積、建物＝固定資産税評価額

※遺言執行報酬の下限は50万円とさせていただきます。

※報酬金額には消費税は含まれていません。

※交通費等の実費は別途費用がかかります。



名古屋総合税理士法人

事業承継コンサルティング 報酬基準

◆ 事業承継報酬

基本報酬	30万円
------	------

(税抜)

※報酬金額には消費税は含まれていません。

加算報酬について

事業承継は、企業のオーナー様にとって大変重要な問題です。

人的承継(後継者への承継)及び、物的承継(自社株の承継)を成功させる為には現状を分析し、問題点を抽出することによって対策が浮かび上がってきます。

この為、企業様ごとに内容が異なることから、加算報酬につきましてはご依頼時に見積りさせていただきます。

